

## 裁判員経験者意見交換会議事録

**司会者：**それでは始めさせていただきます。司会を務めます，登石と申します。  
どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の方には，裁判終了直後にアンケート等で御意見を伺っているところですが，しばらく時間のたったこの時点で振り返っていただくこともまた非常に有意義なことかなというふうに思っております。きょうはぜひ忌憚のない御意見をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは，本日の会に出席されている法曹関係者の方を御紹介しますが，まず，検察庁から中村検察官に御出席いただいております。

**検察官：**検事の中村と申します。第6刑事部の事件を担当させていただいております。本日はよろしくお願いいたします。

**司会者：**裁判所からは石川判事にお願いしております。

**裁判官：**第4刑事部の石川と申します。昨年1月に堺支部からこちらへ参りました。裁判員事件もやっておりますけれど，きょうの意見を伺って，今後の審理・評議の参考にさせていただきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

**司会者：**弁護士会から依田弁護士においでいただいております。

**弁護士：**弁護士の依田です。よろしくお願いいたします。それほど裁判員裁判の弁護人の経験があるわけではありませんが，皆さんのお話を伺って参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**司会者：**出席の方には適宜発言をお願いしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが，きょうの論点に入っていこうと思いますが，まず概略を，進行を含めて説明申し上げます。論点としましては，当事者の訴訟活動と審理のあり方という論点を予定しております。

そういうことで，当事者双方の主張立証のあり方を中心に御意見をお聞きし

ていきたいというふうに思っておりますが、ただ、たまたま今回、5名の裁判員経験者の方に参加していただいた裁判の中身を拝見しますと、4件が事実上争いがなく、量刑だけが問題になっている事案、1件については、若干の争いがある事案ということになっています。それから、当事者の訴訟活動というのは、最終的には評議にどういうふうに影響を及ぼすか、それぞれの当事者が訴訟活動を行って、評議においてそれぞれの主張を通してもらいたいというところに目的があるという観点も踏まえまして、あわせまして、評議のあり方についても、若干御意見をお聞きしようかなというふうに思っております。評議の面から見て、逆に振り返ってみると、当事者の訴訟活動というのはどうだったんだろうかと、そのような観点から、ぜひ御意見をお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。それがまず第1点の関係です。

それからあわせまして、守秘義務についての御感想もお聞かせください。

順次、こちらから指名させていただいたりしますけれども、御意見のある方は、適宜自由に御発言いただきたいと思っております。

その後、傍聴の報道記者の方から質問があれば、質問について、お答えいただくことを予定しております。

それでは、さっそくですが、論点1の、当事者の訴訟活動と審理のあり方というところに入りたいと思っております。まず、どうでしょうか。恐らく初めて参加されて、非常に緊張されたり、いろいろお考えになった上で参加された方が多かったと思うんですが、とりあえずのところ、参加してみてもおおよその感想というか、こんな感じだったなとかという、その点をまずお聞きしてみようかなと思うんですが。

1番の方、いかがでしょうか。参加されるまでは、いろいろとお考えになって緊張されましたか。

**裁判員経験者1**：緊張はあるんですけど、興味がすごくあって、それで、終わってみて、自分で裁判を管理していたということじゃなくて、管理されたこういうものですよみたいな形で、その中で議論していて、直接の肌ざわりというの

は余り感じられないというか。本当の事件にかかわっているという、もっと奥があるんじゃないかみたいな。本当のことはどうなんだみたいな、わからないという気がするんです。

**司会者：**その何となくわからない、直接じゃないのかなという感じはどの辺から出ているんでしょうか。

**裁判員経験者 1：**全体的なことだと思うのですが、全部が管理された空間の中で行われていて。

**司会者：**それは例えば当事者の訴訟活動、あるいは裁判所の審理のやり方とか、いろいろな面があると思うんですが。もちろん、裁判ですから、直接の事実がそのまま目の前に展開されるわけではなくて、証拠という形、あるいは当事者の主張という形で出ているわけですね。その辺のところ。

**裁判員経験者 1：**弁護士だったり、検事だったりの主張が出てきて、それに対してするという感じなんですけど。弁護士と検事の主張を聞かされているという感じで、自分が裁判を行っているということではなく、その弁護士、検事の意見だけを参考にして。もちろんそうしかないんでしょうけど。加害者との密接なつながりじゃなく、裁判の中でありましたけど、その最後の審理の中ではよくそれが実感として伝わらなかったみたいな気がしたんです。

**司会者：**1番の方の参加された事件は、住居侵入、殺人、銃刀法で、2人の方が亡くなっていると。かなり残虐な事案でしたね。

**裁判員経験者 1：**それでその犯人しか自分が殺人を行った現場を見ていないんですね。その犯人がその現場の、自分が殺人を行う瞬間から最後まで記憶を失っているんです。そこはもう想像するしかないというか。その行動を見たときに、それは残虐な、多分絶対殺してやろうという意思でやったというふうに。でも、被告人はそれは覚えていないと。僕はその後で考えたら、逆に、自分がやられるというふうに、相手も包丁を持っていましたから、2対1で、自分はもう果物ナイフです。2対1で考えたら、自分、女のほうが最近強いから、多分、男は割と弱そうな感じやった。やられるというふうに思って、それでもう

必死というか、必死でそれを、無我夢中というか。

**司会者：**そうすると、それは被告人自身が記憶を失っていて、被害者は亡くなっているということ、現実には、実際のその現場を、記憶を失ったという意味では、直接体験していないのかもしれない。そういった意味での何か直接性みたいなものが感じられなかったなというのが、予想外だったということですか。

**裁判員経験者 1：**現場の現状、証拠しかそれを示すものがないから、こうだろうみたいに、お互いに、こうだろう、こうだろうみたいな。

**司会者：**わかりました。今、御指摘の点、また後ほど、証人尋問とか被告人質問のところに関してお聞きするかもしれませんが、どうもありがとうございました。

それでは2番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2：**実際に参加してみて、2点感じたことがありまして、1点目は、やはりその被告人の方に求刑をして、刑務所に入るといふところの人生を少し変えるようなことに参加しているといふことの重みを身を持って感じたといふところがあります。

2点目は、私自身、なかなか裁判に直接かかわるといふことが、機会としては少ない中で、実際に参加したことによって、日々のニュースであったりとか、法律、裁判といふものを、すごく身近に感じているなといふのは実感としてあります。最近もストーカーの事件とかで裁判員裁判があったかと思いますが、その裁判員の方は本当に悩まれて、毎日審議されているんだろうなといふふうに思いますし、そういったことは、参加しなければもう少し遠い目線で見えていたのかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。2番の方の事件は、傷害致死で、幼い子供が親によってですかね。結果として死亡したといふ事例で、かなりシビアな内容だったと思うんですが、そういったものを実際に担当されて、当初予想していた裁判のあり方とか、実際にやってみた上でのわかりやすさとか、そういう点

も含めて、何か違いとかありましたでしょうか。あるいは心理的な負担とかいうようなところではどうでしたか。

**裁判員経験者2**：ドラマとか、いろんなものでイメージしていたものとは、それほど相違はなくて、本当にこういう法廷で、こういう弁護士さんがいて、検事さんがいてと。そこはそんなにミスマッチはなかったんですけど、やはり赤ちゃんの残虐な写真とか、証拠、いろんなものを見ないと審議できないので、見ざるを得ないものというのは、いまだに頭にありますし、心苦しいなと思うことはありましたけれども、こういったものは見ないときちんと判断できないのでやむを得ないと思いますが、ちょっとそういう思いはありました。

**司会者**：そうですか、ありがとうございました。

それでは3番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：私の場合は裁判自体がラッキーという失礼なんですけれども、もともと被告人の方が罪を認めて、反省しているところから、罪を認める認めないということの争点がなくて、きちんと認めて反省しているところから始まったのです。ですから、自分たちにとっては負担がちょっと軽かったのかな、ほかの裁判員の方たちと比べると。

**司会者**：それは本当にその事実があったかどうかという意味では確定しなくてすむという意味での負担がということですか。

**裁判員経験者3**：そうですね。言い争いではないですが、検察官と弁護人側とのやりとりの中でやっぱり心が揺れたりとか、そういうことがあるのではないかと、想像をしていたんですけども、それがもともとなくて、被告人の方がきちんと反省しているところから始まって、あとは量刑を決めるということだったので、そういう意味では、皆さんに比べたら精神的な負担は少なかったと思います。

**司会者**：強姦致傷の事件ですかね。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：要するに、量刑だけだということで、負担は少なかったということでした。

ようか。ただ量刑自体はそれなりに重いもので、実際の判決も、8年の求刑で6年でしたか。そういった意味ではどのくらいの量刑にするかという点では、御負担が大きかったような気もするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：罪を認める認めないから始まった3日間。もともと被告人の方が執行猶予中の方だったことありますが、被告人の方を見ていて、きちんと反省している様子もうかがえたので、そういう意味では精神的な負担は少なかったです。

あと日程的なものもあると思いますが、裁判員に選ばれて、次の日から3日間という、凝縮された日程でした。間が空いてしまったり、その間にいろんな情報とかが入ってしまったりすると、どうしても心がやっぱり揺らぐことがあったと思うんです。けれども、裁判員に選ばれた次からもうすぐに3日間で裁判がありましたので、そういう意味でも負担が少なく、私としてはよかったと思っております。

**司会者**：ありがとうございます。また量刑の点については、後ほど関係するところでお聞きするかもしれませんが。

それでは4番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：私の場合は精神的な負担は全くなかったです。というのは、私の事件は偽造通貨になりますので、被害者もいてなくて、一般的には偽造通貨ってこんなに重いので、逆に感じたぐらいです。

**司会者**：同じことをお聞きしますが、偽造通貨ということで、そういった負担は少なかったにしても、実際に刑を決めるわけで、先ほど出ていましたが、人の人生を変えるというか、その辺の負担感はいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者4**：変えるんですけども、本人も認めていますので、だから、量刑だけで、それをどのくらいにするか、かなり話し合いはしたんですけども、一つ感じるのは、やっぱり裁判の法を知っている人と、僕らなんかは法なんか知らないの、その量刑の差が結構出るなとは感じました。

**司会者**：それでは、またその辺の点につきましては、後ほど聞かせていただきました

いと思います。

5 番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 5**：私もさほど負担はありませんでした。約 1 週間，評議が 4 日だったですかね。

**司会者**：評議は 4 日ですかね。1 日のうちの予備は使われたんですかね。

**裁判員経験者 5**：予備は半日やったんじゃないんですかね。で，翌日，判決だったです。ほとんど負担はなかったです。

実は，この裁判員に選ばれましたときに，選ばれたというのは，当日もそのまま審理に入りましたけれども，事案の軽重といたしますか，結果的には量刑の軽重になると思うんですけれども，期待するものが実はございました。事案が，量刑の極めて重いものであればいいかなというふうな，余り喜ばしくないことなんですけれども，そういう審理に参加したいなという気持ちは実はございました。結果的には，量刑だけを争うといたしますか，審理するという裁判に終始しましたので。

**司会者**：重い事案というふうにおっしゃるのは，要するに，まさに事実関係が争われて，事実はどうだという意味での。

**裁判員経験者 5**：控訴して，最高裁とは言いませんけども，まだ上まで行きよるかなというぐらいの裁判に一遍直面してみたいなというような気持ちは。

**司会者**：それはどういうお考えからですか。

**裁判員経験者 5**：どういう考えというわけじゃないですけども，特に，四十何年間サラリーマンをやって，いろんな経験の中で，いろんな事件や事案を目の当たりにいたしますか，新聞紙上，マスコミ，メディアで見てきまして，ちくしょうと思うようなことが随分，一般市民としてあったわけですね。そういったことに一度直面して，そういう審理に自分も入って，被害者といたしますか，そういう立場に立って，一度考えてみたいなというふうな気持ちは，実は何年もございました。

**司会者**：その被害者の立場に立って考えたいとおっしゃいましたのは，裁判員の

立場ですと、判断するほうですから、被害者だけの立場を考えるわけではなくて。

**裁判員経験者 5**：それはちょっとまずいんですけどね。

**司会者**：両方の立場を考えてというような、その辺とのそごというか、食い違いみたいなものはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 5**：私自身は、それは被害者という立場に立って裁判を審理するというわけにはまいりませんから、そういう量刑を判断するまでの評議というものにおいて、自分の意見を朗々と述べていきたいと、こういう気持ちであったということです。

しかし、残念ということではございませんけれども、審理としては、非常に短時間で、量刑もあっさり定まりましたので。

**司会者**：余り重い事案でなかったという御趣旨ですけど、麻薬特例法違反ということで、「業として行ったか」という法律的な観点からの事実認定というか、そういった問題が争点としてあって、その辺は余り負担ではなかったですか。

**裁判員経験者 5**：負担じゃなかったですね。

**司会者**：かなり日常的でない内容ですが。

**裁判員経験者 5**：私は、ああいう薬物の取締法違反というのは、日常茶飯事、それこそ、もうこの表へ出れば裏長屋でやっているようなことじゃないかというふうを感じるんですね。それを根絶やしにするんだったらいいわけですけど、そうなりますと、警察権力といえますか、そういうふうな部門に立ち入らなければならぬ。それは我々としても嫌と。ただ、結論ありきといえますか、量刑だけを結果ありきで、こうぷちん、ぷちんと潰していくというふうなものに対しては、余りこんな裁判大したことないやないかというような気持ちがあって、いまいち迫力なかったような感じがしていました。

**司会者**：またその辺も含めて後ほどお聞きしたいと思います。

**裁判員経験者 5**：申しわけないです。

**司会者**：ありがとうございました。

それでは、概略の御感想をお聞きしましたが、この後は大体手続に従って、どんな感じだったのかということ、御意見をお聞きしてみたいと思います。冒頭陳述というのが比較的最初のほうであったと思います。要するに、当事者双方が、この事件はこういう事件ですよと、我々はこういう証拠によって立証しますよということ、それぞれの冒頭陳述という形でプレゼンテーションをしたと思いますが、それについての感想をちょっとお聞きしてみたいんですが。

最初、裁判官から説明があったと思うんですが、法廷には、当事者の主張と、それから証拠があらわれてくると。その中で、証拠に基づいて判断してください。そして、まず、冒頭陳述という形で当事者の主張がなされたわけです。そのわかりやすさとかはいかがでしたでしょうか。始まってすぐの段階で、それなりの量のものを聞かれて、こういうことを主張するんだなということがすんなり入ったのかどうか、あるいはそもそも、これは主張で証拠じゃないんだということ自体がきちんと理解できたかどうか。その辺の観点からちょっと御意見をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。どうでしょうか、1番の方。

**裁判員経験者1**：ちょっと1年以上前のことなので、かなり記憶が薄れているんですけど、検察官からも弁護士の方も非常に詳しく、自分の意見を交えながら、いかに検察官の方は犯人が残虐だったかみたいなことで、延々とその証拠を並べたという。弁護人の方は、いや、それほどでもないよみたいな感じで、証拠を並べる。この証拠、対立しますよね。それでこっちが判断するんですけど、全然対立しているんですよ、お互いの主張がね。検察官の意見を聞いたときは、あ、これはもうひどいなと思うし、弁護士の意見を聞いたときは、いや、そういうふうでもないのかなとか、じゃあ、どうなんだみたいなことになっちゃうんですけど。僕は最初に言ったように、自分が取り仕切っているんじゃないんで、お互いのその意見を聞きながら、自分がそれをどう判断するのかみたいな。自分が仕切っている感じがしないんですね。

**司会者**：とりあえずは、双方の当事者がこの事件をどう見ているのか、主張とし

て、こういうふうに見ているんだなというのが、わかったかどうかという点はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：検察官が余りにも残虐だと言い過ぎるし、弁護士は、それは当たり前だと思うんですけど、裁判の本質としては。実際はどうなんだというのがわからないんです、結局。

**司会者**：双方のこの事件に対する見方について、争点は量刑ですけども、どの辺が違いなのかなというのは、あらわれてきていたんでしょうか。

**裁判員経験者 1**：観点が違うみたいですね。弁護人の場合はすぐにまたよりを戻しているじゃないか、何度もよりを戻しているじゃないかと。それで検察官の場合は、ひどいメールをずっと送り続けていたじゃないかと。メールは膨大過ぎて、多分全部見る余地がないと思うんですけど、僕としてはメールを全部見たわけじゃないですし、お互いに有利なメールばかり出し合っていて、本当はどうなんだというのがよくわからないなという気がしたんです。

**司会者**：2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：本当に1番さんと同感という感じで、私たちは知識というか、その事件に対する情報を知らない状態、ゼロの状態で双方の方の陳述を聞くということです。それぞれの検察官の方と弁護士の方がその立場で主張しているということ、検察官の話を聞いていたら、何てひどい人なんだと、この被告人はという思いが募ってきて。片や、弁護士さんの意見を聞くと、この被告人には実はこういう事情があって、こうでという、何か同情できる部分もあるなというので、本当にこれからこれをどういうふうに結論を出していくのかなと、両方の気持ちが、本当に50、50でわかるというような気持ちを持った記憶があります。

**司会者**：この段階ではあくまで証拠ではなくて、当事者の主張にすぎないという感じは、それはそれでそんなものかなということですか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。やはり何らかの証拠があって、その根拠があってそういうことをおっしゃられているんだらうなというのは伝わってきたので。

**司会者：**それから，プレゼンテーション能力とか，そういったものはどうでしょうか。社会生活を皆さん送っておられて，仕事の上でもそういう機会はあると思うんですが，法廷でのプレゼンテーションとして見たときに。

**裁判員経験者 2：**正直に言ってもいいですか。

**司会者：**どうぞ。正直に言ってください。

**裁判員経験者 2：**私のときは，検察官の方は本当にドラマに出てくるような，スーパー検察官という感じで，女性の，本当にきれいで，口が立って，目力もあって，説得力がすごくあったんですね。ちょっと，まあ，弁護士さんのほうは若干頼りないというか，少し滑舌がよくなかったりとか，かんでしまったり，ちょっとこう，頼りないようなオーラが，もうしょっぱなで感じてしまって，その感じた感覚というのはずっと引きずる形になったんですけど，節々で。ちょっと正直なところを言わせていただきました。

**司会者：**ありがとうございます。それでは，3番の方，いかがでしょうか。正直なところでおっしゃってください。

**裁判員経験者 3：**私の担当した事件というのは強姦致傷という事件だったので，もちろん被害者の方は法廷にいらっしゃらないし，もう，ただ，加害者の方は，先ほども言ったように，きちんと罪を認めて，反省した状態で，検察官の方が言っていることだけを聞いていたら，本当に頭が真っ白になるぐらい，かあとなる自分がすごいちょっと恐ろしいぐらい感情的になっていたんですね。冒頭陳述を聞いたときは，そういう事件で・・・。

**司会者：**それはあくまでこの段階では，そういうふうに主張しているのであって，これから証拠は見るんですよというのは押さえた上で。

**裁判員経験者 3：**でも，本当にそれぐらいかっとなっていて，その後，弁護人の話というんですか，本人は罪を認めているんですけど，ただ，やっぱり少しの情状酌量をしてほしいということで，被告人の方の生い立ちだとか，もう少年院に出入りして，親からも見放されていてみたいなことを言われて，ある程度はこういう家庭環境も影響しているんですよみたいな話もあって，ちょっと冷

静に考えたんですけど、一番最初、冒頭陳述を聞いたときは、もう90%ぐらい、もう冷静さを失うような感じでした。

**司会者：**先ほどもお聞きしましたが、わかりやすさとか、プレゼンテーションの質とか、そういった面ではいかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**2番の方も言われたように、検察官の方は、私の場合は少し若い男性の方だったんですけど、理路整然と、きちんと、てきぱき、本当に早口で、早口というとあれだけど、はきはきと言われていたので、すごいなと、私も最初思いました。弁護人の方は少しでも被告人の刑を軽くしたいという思いもあったと思います。だからそういう生い立ちの話とかもされていたんですけども、ある程度、被告人の方を諭すといえますか、こういう反省もしているということもかなり言われていたし、あとこれからは被害者の方への弁済といえますか、そういうこともしないといけないよみたいに、親が子供を諭すような言い方もされていたので、自分のかあっとした気持ちは押さえられてきたように思います。

**司会者：**プレゼンテーションの技術として見れば、それはそれなりに説得力のあるものだったということですか。

**裁判員経験者3：**そうですね。もう弁護人としてはそう言うしかなかったんだろうなというぐらいでした。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは、4番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**私のときは、ちょっと困ったもので。皆さん、2番さん、3番さんがおっしゃるように、検察側はよかったんです。困ったことに、弁護側がちょっと感情が入ってしまっていて、それが弁護じゃなくて、何か検察側みたいになってしまったんです。

**司会者：**それは冒頭陳述の段階。

**裁判員経験者4：**冒頭陳述、だから、結局、何が言いたいかわからない。本当に弁護していますのって言いたい内容やったんです。軽くしてくれという感じ

もなかったんです。だから、プレゼンとしても、検察側は何を言いたいのか、何が事実関係、何があって、証拠何やったというのは、それはわかったんですけども、弁護側としたら、いや、それ検察側の意見と違うのって感じがしたんです。だから、逆に量刑決めるときに困ったんです。だから、弁護をしてくれたら、その差し引きでできるのだけど、このくらいやなというのができるのやけど、両方が責めるような感じになってしまったので、困ったなと。

**裁判員経験者 1**：具体的な内容というのは。

**裁判員経験者 4**：通貨偽造と覚醒剤なんです。要は覚醒剤を持っていたもので、再犯なんです。多分弁護士の方が再犯の覚醒剤というのがどうも許されへんかったと思うんですね。その感情が入ってしまっているんです、内容に。

**司会者**：最初の冒頭陳述の段階ですと、とりあえずはどういう点に着目して、こういう証拠でそこを立証するということを主張する場面ですが。

**裁判員経験者 4**：軽くしてくれというのが余りなかったんです。

**司会者**：これからの立証活動、反証活動の方針を示すというか、大筋を示すというのが1つの筋だと思うんですが、その観点からみたらどういうことでしょうか。

**裁判員経験者 4**：それを責める側になっているんです。

**司会者**：それはどういうことなのかなというのは、はっきりわからないままにということでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。弁護側としては何を言いたいのかというのがわからなかったのです。要は、検察側と同じようなこと、それやったら弁護側が言う必要ないんじゃないかと。内容説明だけじゃないかと。

**司会者**：ありがとうございました。

それでは5番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5**：検察側も弁護側も、当初お話しいただいていることについては、よく理解できたと私は思っています。

ただ、弁護人は、恐らく国選じゃなかったかなという気がします、私は。こ

れは事実は聞いていませんけど。

先ほども申しましたように、これは業として、覚醒剤を業としてやったのかどうかというのが争点ですし、あとはもう量刑の問題でいろいろ審議したんですけど、再犯、所持しているのが再犯であり、販売も再犯でしたので、弁護人さんも何かもう一つ迫力がないといえますか、こんなのまたやっとなという感じで。検察側は必死で証拠を突きつけたり、状況を説明したりなさっていましたのでよくわかりましたですけど、どうも弁護人のほうがやはり、のらりくらり、言うていることももう一つ迫力ないなという感じで、せっかくの弁護でもあるんですけども、何か検察側と余り変わらないようなことを言うていたような記憶がございました。

**司会者：**ちょっと視点を変えて、冒頭陳述の場合ですと、冒頭陳述の要旨という形で書面がお手元に行くことが多いと思うんですが、そのわかりやすさとかはどうだったでしょうか。

**裁判員経験者 5：**それが、皆さんも一緒だと思うんですけども、説明が、当然文書で手元に来るんですけども、あっち行ったり、こっち行ったり、こっち行ったり、あっち行ったりしますので、どの部分をどういうふうに説明されているかというのが、我々、一般の裁判員にしてみたらわかりにくい部分がやっぱり。

**司会者：**それはやはり弁護側の問題ですか。

**裁判員経験者 5：**いやいや、検察側もそうだったし、弁護側のほうはそう大した資料でもなかったような気がしますので。そういうふうな記憶がございます。

**司会者：**検察側は通常、A 3 の、1 枚か 2 枚の、この場合ですと、A 3 用紙 1 枚で見開きで、何かチャート図っぽい、箱に囲まれているところがあって。

**裁判員経験者 5：**はい。

**司会者：**それもやっぱり行ったり来たりして、いま一つわかりにくい感じでしたか。

**裁判員経験者 5：**それは私自身がわかりにくかったのかどうかわかりませんが、評議のときにそういうふうな意見も出たような気がします。だから、他の裁判

員の方々もそういうふう感じられたのかもしれませんが。

**司会者：**5番の方は、先ほどちょっとお聞きしましたが、業としたかとかいう点が争点になっていて、その点についての意味合いというのは、恐らく、一般の社会では余り問題にしない内容ですから。

**裁判員経験者1：**すみません、業にとってどういうことですか。

**司会者：**業務の業ですね。法律の要件として、業務として、かなり大ざっぱに言えますけど、やった場合に、この犯罪が成立しますよという形の規定になっています。

**裁判員経験者1：**ちょっとわかりません。

**裁判員経験者5：**商売でやっていたかということです。

**司会者：**単純にその回だけやったんじゃないくて、例えばそれを何回も繰り返したとか、いろいろな要素を考慮して判断する要件です。なかなか一般的な概念とは違うと思うので、理解しにくかったのではないのでしょうか。

**裁判員経験者5：**だけど、それは理解できました。

**司会者：**それは特に裁判官から説明が必要だったとか、そういう問題はないですか。

**裁判員経験者5：**それは特に質問された方もいらっしやいませんでしたし、私も個人的には質問しなかったですね。

**司会者：**それでは冒頭陳述に関して、出席された法曹の方から何か質問とかご意見とかありますでしょうか。検察官、何かございますか、よろしいですか。

**検察官：**大阪地検の中村です。

この冒頭陳述ということですと、検察官としては、当然こちらが主張したいこと、それがどういうものかということをお皆さんに理解していただくためにやるものだというふうに理解しています。ただ、さらにそこから重要なのが、今後、証拠調べをする証拠との対比関係というのも非常に重要になってきて、今後、これから証拠調べをするに当たって、こういう証拠から検察官はこの事実を立証しようと思っておりますという主張について、説明についてもあわせて

行わせていただいております。その点からすると、証拠の対比という意味で十分理解されやすい内容になっていたかどうかという観点からも御意見いただければ、きっと参考になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

**裁判員経験者5**：私を感じますのは、まず、裁判員に選ばれて、最初に頂戴した文書が起訴状だったんです、たしか、起訴状をいただいた。起訴状を先に見るわけですね、読み下すわけです。で、起訴の内容はこうだという、なるほど、争点はこういうところにあるんだなということをまず頭の中に入れますね。それに検察官のおっしゃること、片方の弁護人がおっしゃること、これをすり合わせて、その起訴状の内容というのを理解しよう、理解しようとしていくわけです、裁判員は。私自身だけかもしれませんが。なるほど、言うていることの意味合いはこういうことについて言っているんだな、ああいうことについて言っているんだなというのが理解されていくわけですね。これが素人の考え方だと思うんです。法曹界にいらっしゃる方々というのは、順序立てて進められていきますから、ですから、次がこうなって、こうなって、今度は弁護人のほうがこういうふうになって、今度はこれに対して検察側がしゃべるんだと。だけど、我々、真ん中に入っている裁判員というのは、あくまでも起訴状に基づいて裁判が進んでいくというふうに考えていますから。ですから、あっち行ったり、こっち行ったりしますと、え、あれ、というふうに、何というのか、解釈を誤っていくわけじゃないんですけど、その論点が定まらないというのが、評議のときによくしゃべっていたことだったというような気がします。

**司会者**：検察官としては、冒頭陳述によって、その起訴状に書いてある骨だけの事実よりももう少し膨らんだところのこういう事実ですよというのを示した上で、どういう証拠によって起訴状の事実、それを立証していくのかと、証拠との対応関係、こういう証拠はこの事実を立証するために見てくださいねと、ここのところはこういう証拠で見てくださいねという形で、対応関係を地図みたいな形で示すというのが冒頭陳述の1つの目的だと思うんですが、そういっ

た面で見たとときの冒頭陳述というのはいかがでしたでしょうか、成功していたのかどうか。

**裁判員経験者 5**：要は、時系列でずうっと進んでいけばわかりやすいんですね、時系列で。何年何月にこれがあって、こういうことがあって、こういうところでこれが逮捕されて、こういうふうに至ったと。それに対して、いろいろ調書を見ると、本人が自白したと。よって起訴状の内容はこうであるということが、裁判の中でもずうっと時系列で行っておればよろしいですが、あっち行ったり、こっち行ったりと、資料がたくさん出てきますので、資料の読み下しを、頭の中でマトリックスをつくっていくのが非常に裁判員としては難しかったような気がします。

**司会者**：それは、そもそも資料自体の、冒頭陳述ですけど、この場合、量的に多過ぎるとか、整理されていないとか。

**裁判員経験者 5**：いや、整理されているんだと思うんですよ、あれでも。僕は当時の裁判長に申し上げたんですが、これ、整理されてこの程度なんですかというふうに聞いた覚えがあります。

**司会者**：ありがとうございました。

**裁判員経験者 5**：これ、雑談の中で。

**司会者**：どうぞ、4番の方。

**裁判員経験者 4**：5番の方のお話で思い出したんですけども、時系列ということで、確かに僕も思ったんです。僕もですし、同じ裁判員の方が。それで結局、わからんのですわ。検察側のほう、流れを全部言いますね。言い終わった後に、また弁護側がまた同じことを言うんですわ。聞く者としたら、僕らとしたら、初めてその事件を見るんです。見たときに、また元に戻っていうたら、一体どこの部分が対比しているのかがわからんようになってくるんです。だから、本当言うたら、おっしゃったように、時系列で、このときにこれがあって、弁護側はこういう反論してという、一連に、一本にしてほしいなどは、そうは感じました。実際、わからんようになったので、審議のときにホワイトボードに順

番に書いてくださいと言うたんです。わかりません，これはいうて。一体，いつ何があって，その次に何があって，次に何があったのかというのが。だから，それぞれ裁判官の方も，要は，そちらの方はみんなわかっているんですね，書類関係で見ではるので，わかった上での説明をしてはるので。僕らは法廷に行って，初めて事件を聞いた。それで，同じことをまた戻られたら，どこがどう対比する，それいつの話ですのということになってくる。それは感じました。

**司会者：**ありがとうございました。よろしいですか。

**検察官：**ありがとうございます。

**司会者：**ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それではもう少しだけ進めさせていただきますが，冒頭陳述の後，今度は証拠の取り調べに入るわけですが，最初に恐らく書証の取調べ，証拠物も含めてですけども，そういったものが行われたと思うんですが，これについてはどうでしょうか。今回の事件は，量刑が主として問題となったものが多いということもあって，検察側の証人尋問というのは，1番の方が担当された事件で被害者の遺族の方が出てこられた以外は出てこなくて，検察側立証は専ら書証，あるいは物証，要するに，包丁なら包丁とか，証拠物ですね。それから書証，書面による調書とか，報告書とか，そういったものでの立証がなされていると思うんですが，その辺の書証等の取調べというのはごらんになっていてどんな感じだったでしょうか。検察側の主張するところがきちんとイメージとしてつかめたのかどうか。あるいはちょっとわかりにくかったなあとか，いろいろ御意見があると思うんですが。全員の方にお聞きしていると時間がなくなっちゃうので，3番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**私たちのときは大きなモニター，傍聴席にいる方には見えない，プライバシーの関係で見えないようにされていて。あと裁判官と裁判員のここにモニターがありますけど，それによって示されてる証拠が多かったんですけども，その配慮はすごくとてもよかったと思いますし，ここまでののかというような，きちんと事実関係，こういうことを被害者はされたみたいな，検

察官の方が、実際に自分がこういうポーズでとかいうのも、きちんと示されていたので、ここまできちんと押さえているというか、証拠としてやっているのであれば、もう言い逃れじゃないんですけど、ここまでしないとだめなんだと逆に思うぐらいきちんとしていたと思います。

**司会者：**3番の事件ですと、強姦致傷ということで、争いがないわけですから、被害者の方が証人として出てくるわけではなくて、被害者の言い分とかというのは、検察官の恐らく調書を読み上げられて、それでこういう事件なんだなと、こういう犯罪があったんだなという形で、事実を認定されたと思うんですが、それは調書を読み上げられるのを聞かれて、そんなものだなというのは、それなりに把握することはできましたか。

**裁判員経験者3：**場所とかの写真なんですけれども、暗がりとか畑が多いところとか、こういうところで恐怖感をあおるようなというんですか、そういうことも十分理解ができました。

**司会者：**ありがとうございます。

**検察官：**今の3番さんの事件の関係で、書証の取調べの方法についてなんですが、被害状況については、その被害者の方の供述調書で立証を検察官がしたと思いますが、その調書ですけど、検察官は読み上げておりましたか、それとも別の方法で被害状況などが、例えば、モニターに映して黙読をしていたという方法もあり得ると思うんですが。

**裁判員経験者3：**黙読していました。

**司会者：**そうですね、ごめんなさいね、性的犯罪ですね。

**検察官：**その黙読の方法だったんですけれども、これって、わかりやすさという観点からはいかがですか。

**裁判員経験者3：**評議のときに、一部の方からはちょっと早過ぎるという意見も、早過ぎるといいますか、ページで表示されるのが、読み切らないうちというのは、1日目のときに出ましたので、次からはちょっとゆっくりしていただきました。

**司会者：**ありがとうございました。

書証の取調べに関しては各事件によって、要した時間数を、ちょっと計算してみたんですが、1番の方の事件については検察側の時間が205分、弁護人が20分なんですけど、それから5番の方の事件については、検察側の書証等の取調べが210分と、かなり長時間にわたって取調べを行っているような感じなんですが、量的に見て、なかなか理解するのが大変だったとか、聞いていて何かわからなくなってしまうとか、そういうことはないですか。時間が非常に長時間でたくさんの書証を取り調べると負担かなと思ったんですが。

**裁判員経験者1：**基本的な質問なんですけど、書証の取調べというのは、被告人に対してそれをどういうことがあったのかと聞くということですか。

**司会者：**検察官が、例えば調書を読み上げるとか、それから報告書で、報告書の中身はモニターに映したりすると思うんですが、現場はこうなっていますという形で映して見ていただいたりとか、それから包丁は、これ書証じゃなくて物証ですけども、こういうものですよというふうに示して見てもらったりとかですね。要するに、証人あるいは被告人から話を聞く以外の書面の取り調べとか、証拠物の取調べとか、そういったものについての時間数を計算してみると、随分たくさんの時間を要しているようになっているみたいなんですけど、この辺はどうでしょうか、聞いて、あるいは、ごらんになっていて。

**裁判員経験者5：**記憶が余り定かじゃないですけども、証拠物件といいますか、当然、覚醒剤とか、そういうものをお見せいただいたんですけども、被告人がメモを、こういう手帳のメモにいろいろ、業とするかどうかというのを判断するような、基礎になるようなメモをいろいろしていたんですね。それから、銀行の通帳、金銭の出し入れですね、出納。こういうものの写しとか、いろんなものが出てきまして、それに対して、検察官の方がいろんな御説明をされました。この辺がかなり時間を要したような気がしますね。

**司会者：**時間を要して、そういった説明を聞いていて、それはそれでわかりましたか。

**裁判員経験者 5**：わかりました。ただ、先ほども言いましたように、時系列で、えっとあれはいつの分だったかな、この分だったかなというのがなかなか。文章を見ながら判断するような局面が、多かったように思います。

**司会者**：先ほど冒頭陳述についての検察官からの御質問にありましたが、その証拠が、全体の事件の認定の中でどういう意味づけを持っているのか。この証拠は、要するに、ここをこういうふうに立証するために必要な証拠なんだとか、その辺の位置づけとかというのはどうでしょうか。

**裁判員経験者 5**：よくわかりましたね。これを位置づけするためにおっしゃっているんだなということは、検察官の説明というか、お話で、その辺は他の裁判員の方々もよくわかっていたと思いますね。

**司会者**：それは、また話が戻りますが、冒頭陳述の中でそのような説明があったから、大体、この証拠がこの辺に位置づけられて、こういうことを立証するために使われているんだなということがわかったということですか。

**裁判員経験者 5**：そういうことですね。

**司会者**：全体の証拠調べの証拠を見てみての感想として、もう少しこういう点があればよかったんじゃないかとか、そういうことはありますか。

**裁判員経験者 1**：割と、事件が殺人ということで、そちら側の4番、5番の方のように複雑じゃないと思うんですよね。1つの殺人事件が起こったということで、それに対しての説明なので、わかりやすい面はあったと思います。覚醒剤で、時系列でどうのというのは、・・・やっていないのでわからないんで、ということかちょっと想像できません。

**司会者**：わかりました。今までの点で何か法曹の方から御質問ございますか、よろしいですか。どうぞ。

**弁護士**：1番の方にお尋ねできればと思うんですけど、先ほど、冒頭陳述のところで、検察、弁護、双方がメールについて対立していたというお話があって、証拠を見てもいないのにわからないということで、その後、恐らく証拠書類を法廷で調べたときに、メールが多分出てきたと思うんですけども、それをごら

んになって、結局、その冒頭陳述での対立というか、その辺のわからないなという点は解消されたんでしょうか。

**裁判員経験者 1**：わからない点というのは、要するに、犯行時のことがわからないということです。犯行時の最初から終わった時点までのことを犯人が記憶していないので。状況証拠なんですけど、残虐なことをしているので。そこは僕、一番疑問点で、その疑問は解消されないというのか、被害者にしても被告人にしても感情移入ができないというのか、異常な存在のように思えて、結局、わからないという印象が残ったんです。

**弁護士**：そうすると、メールの内容自体は一応わかったということですか。

**裁判員経験者 1**：ええ、それはもうすごくわかったんですけど、そのメールも余りにも膨大にあって、見るのも嫌になるぐらいの量なので、でも、それ以外にも時系列でどういうふうについていったのかというのは、やっぱりわからないんですよね。検察側と弁護側の説明があるんですけど、実際はどうなったんだろうかという、ちょっと疑い深いというか、気がしたので、もう一つわからなかったんです。

**弁護士**：ありがとうございます。

**司会者**：それでは次に証人尋問と被告人質問をあわせて御感想をお聞きしたいと思うんですけども、先ほどちょっと申しましたように、本件では、検察側の立証は証人とかで行われているのが1番で、そこでは検察側の証人が出ておられますけど、ほかの事件では出てこられていない。証人としては情状証人というような感じなんですけど、1番の方、いかがでしょうか。検察側の証人尋問を聞かれていて何か。

**裁判員経験者 1**：身内の、たしか妹さんですか。

**司会者**：被害者のお姉さんか何かでしょうか。

**裁判員経験者 1**：ですから、それは感情的になっているのは当然だし。

**司会者**：その尋問のやり方とかについてはいかがですか。なぜこういうことを聞いているのかなとか、そういった面のわかりやすさは。

**裁判員経験者 1**：それはわかりやすかったと思います。

**司会者**：反対尋問についてはいかがでしょうか。反対尋問って、要するに弁護側からの尋問。

**裁判員経験者 1**：そのことをほとんど覚えていないですね。

**司会者**：ほかに何か覚えていらっしゃる。

**裁判員経験者 1**：ただ、証人の方がもう許せないと、身内が殺されたんだから、それは当然だと思うんですけど、ですから、そこから何も得られるものはないなというふうに感じました。

**司会者**：証人、それから被告人質問を通じてですけども、わかりやすさというか、なぜそういうことを聞いているんだろうとか、そういった面を見たとき、何か御意見おありでしょうか。質問の意図とか、あるいは質問のやり方自体、こんなことでいいんだろうとか、裁判員の立場から見たとき、もう少し聞きようがあるなというのは。

**裁判員経験者 1**：記憶が曖昧なんですけど、多分、被告人に対して少なかったように思うんですね、質問自体が。

**司会者**：質問の量がということですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。被告人が、何かこう本質に迫れないというか、本当はどう思っていたんだみたいなことまではわからないなという感じがしたので。

**司会者**：被告人自身が記憶を失っていたんですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。犯行はもちろん記憶を失っているんですけど、その前後は覚えているので。

**司会者**：2番の方、いかがでしょうか。2番の方は弁護側の情状証人として、お母さん、主治医、奥さんと、3名の尋問がされたんですかね。

**裁判員経験者 2**：記憶に残っているのは、お医者さんですね。ちょっとぐるになっているような感じがしました。すみません、少し言葉が悪いんですけど、ちょっとこううさんくさくて、信用ができないような。

**裁判員経験者 1**：犯人が精神障害を起こしている。

**裁判員経験者 2**：そうです，犯人が。

**司会者**：情状面でそれを考慮してくださいという前提で，主治医の人に来ていただいて，話してもらったということですね。

**裁判員経験者 2**：そうですね。お母さんと奥さんは，もうちょっと泣いているような感じでした。ただ，質問にはちゃんと答えていたので，ひたすら，とりあえずメモをして，後でそれを整理して，いろんな資料と，自分のノートと，みんなの話でわっと評議するんですけども，とにかくメモっていたという印象ですね。

**司会者**：主治医の方のお話がいま一つ納得できなかったというのは，質問の仕方自体の問題とかではなくてということですか。

**裁判員経験者 2**：質問の仕方ではないです。

**司会者**：供述内容自体が。

**裁判員経験者 2**：そうですね。すみません，ちょっとずれてしまいました。

**司会者**：被告人質問についてはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：被告人質問は，結構鋭い質問も飛び交って，それに対して，反省も本人はしていたので，それを踏まえて，スーツとか着て，真面目さを出しながら，反省しているような感じは伝わってはきました。

**司会者**：被告人に対して，検察官のほうから反対質問があったと思うんですけど，そのやり方とかについては何か問題ありましたですか。

**裁判員経験者 2**：細かい記憶まではないんですけども，違和感は特に感じなかったもので，逆に，記憶にもそこまで残っていないのかなと思います。

**司会者**：ありがとうございました。

4番の事件では，被告人質問が2回に分けて，最初85分と固まった形で行って，それからさらに30分ぐらいやったという，そんな形で行ったんですか。

**裁判員経験者 4**：被告人質問に対しては別に全く違和感はなかったです。別に，素直に話の流れで，内容もよくわかって，本人がどれだけ反省しているかとい

うのもわかって、被告人質問については別に何もなかったですね。

**司会者：**弁護側の立証としては、覚醒剤の事案というのでもあるということで、覚醒剤の治療に関する団体の関係者の人が出てきたようですが、その尋問の趣旨というか、狙っているところとか、その辺については、特に違和感はなかったですか。

**裁判員経験者 4：**ないですね。そこら辺が、一番最初に言っておりましたように、弁護側が弁護せなあかんのに、要は再犯なので、それをまたつけ加えて言うてしまうんですね、弁護側が。要は、悪いほうに持って行ってしまうというか、それが何のための証人なのかなとは感じました。

**司会者：**そのほか、証人尋問、被告人質問を通して、何かこの辺は少しくこうしてくれたらよかったんじゃないかとか、ちょっとこういった面でなかなか理解が厳しかったとか、そういう点はありますか。ありませんか。

今までのところで何かありましたでしょうか。

**弁護士：**2番の方のお話の中で、尋問のことをメモされていたということで、尋問が一通り終わって休憩時間になるので、ほかの裁判員の方と、あるいは裁判官の方と、そのメモを突き合わせるといふか、確認されるという作業は結構あったということなんでしょうか。

**裁判員経験者 2：**実際にメモを見せ合ってどうというのはいないです。ただ、こういう円形のテーブルで、それぞれがメモをしたりとか、聞いたことの記憶があるので、それを話の中ですり合わせていくというような。たしかこういうことを言っていましたよね、言っていた、言っていたとか、そういうような感じですので、それはあくまで本人の参考でメモをとっているというだけです。

**弁護士：**もう1点、すみません。お医者さんが証人で出られて、概念自体がわかりにくいとか、何かそういった点のわかりやすさはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 2：**概念は、確かにその病名を聞いたのは初めてだったんですが、昔からちょっと切れやすいとか、切れる度合いが普通の方よりも早いと、早目に切れてしまうとかというような簡単な説明というか、概要の説明があったと

思うので、そんなに何なんだ、この病気はというよりは、ちょっと人より少し、すぐに怒ってしまう、切れてしまうという病気なので、そんなには病状で、病気の名前で困ることとかというのはなかったです。

**弁護士：**その辺りは医師の尋問でそういうものかというのはわかっていただけた。

**裁判員経験者2：**そうですね。

**弁護士：**理解できたけれども、何かその先の話はちょっと余り信用できないというのか、そういう感じなんですか。

**裁判員経験者2：**その被告人が通院をさぼって薬が切れているのにもかかわらず、自分の病状もわかっているのに、育児や何やらで忙しくて、それで薬を服用していない間にいらいらして、かっとなって、子供にというような話だったんですけれども、そのお医者さんは、通院、そこまで被告人のことを親身に思って診ていたのかなという、そういう思いは抱くような感じだったんですね。本当に淡々と、感情が入らないというか、そんなに被告人のことを思ったようなそぶりもなく、ちょっとそういう淡白な印象がすごくあったので、こういう思いを、今、振り返ったときに持ってしまうという感じなんですけど。

**弁護士：**ありがとうございます。

**司会者：**それでは、次に、論告弁論についてお聞きしたいんですが、最初に冒頭陳述ということで、双方の主張を聞いた上で証拠調べを行い、そして最後に論告弁論という形で双方の意見を聞くと。検察官の論告には求刑という形で刑についての意見が付されるということをお聞きになったと思うんですが、それを実際にお聞きになって、主張と立証との区別という面を見たときに、主張であるという点は、それはそれで理解しやすいものだったでしょうか。要するに、それまでの証拠に基づいて双方が主張しているんだなと、そこはよろしいですか。その上で、端的に聞いてみて、わかりやすかったか、それなりに説得力のあるものだったかどうか、ちょっと技術的にもう少しこうしてくれればもう少しわかりやすかったのになとか、あるいは後ほどお聞きしますけども、評議との関係で、もう少しこの辺をこうしてくれればよかったんじゃないかなとか、

その辺はおありでしょうか。

1 番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：わかりやすいんですけど，最初から私が疑問に思っている，空白の時間というものに関して，その論証が全然なされなかったことが，私にとっては・・・よくそういう事件がありますよね。空白の。そこをちょっと，もうちょっと好奇心として知りたかったなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

5 番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5**：何せ，被告人が初めから事実を認めている中での裁判ですので，検察側も弁護側もそう丁々発止やるような場面というのも基本的に最後までなかったわけですから，あとは評議の中で，逆に，これ難しい裁判やったんかなというふうに思いますけれども。

**司会者**：評議をやる中で，主として量刑が中心となっている事件であると，その量刑をどうするかという判断の上で，双方の最後の論告弁論で主張されたところが，それなりに意味を持ったのかどうか，それはどうでしょうか。

**裁判員経験者 5**：それなりに意味はあったと思いますけどね。ただ，決定的に響くような感じはしなかったですね。裁判の性質上なのかもしれませんけども。裁判というよりも，事案の性質上かもしれませんけど，本人は自白している，どう見ても業，で，再犯の可能性もひよっとしたらあるかもしれない。判決を受けて懲役に行って，出てきて，また同じことをするかもしれない。それはなぜかといいますと，先ほども言っていましたように，傍聴人の中に仲間がいる。これはもうありありと見える。また足を引っ張るんと違うかなというようなことも。

**司会者**：そういう事件ですと，弁護人としては非常に難しいと思うんですが，逆にその弁護人の主張として，弁論として，そういった前提でとられやすいという事件について，何とか弁護人としてはそうじゃないんだ，量刑上，こういう点を考慮してくれよというふうに主張しなければいけないわけですけど，その

辺は。

**裁判員経験者 5**：そういう場面はありました。弁護側の証人として、被告人が懲役に行って、出た上で、雇用しましょうと、そういう方が来られました。私が聞いたのか、ちょっと記憶に定かじゃないですけども、その方に質問したときに、どうしてこの被告人と接点があったんですかと聞きましたら、実は、拘置所で知り合いましたというようなお話やった。それはどういうふうな案件で拘置所に入ったんですかと聞いたら、詐欺罪で入りました、短期間ではあったけれども、その被告人と同じ拘置所の中でいろいろ人生論を戦わせていたらなかなかいい子なので、私は経営者ですから、先に出ましたので、彼が出てきたら私が雇おうと思いますと、こういうようなことを言われたんですね。さあ、この人が生き立ちを明かさずに、弁護側の証人に立つということが本当によかったのかなというような。何か、腑に落ちないような感じがしました。ちょっと話の論点がぼけてしまいますけれども。

**司会者**：その証人の選択としてそれでよかったのかという。

**裁判員経験者 5**：ええ、そんな感じがしましたですね。

**司会者**：ありがとうございました。

3番の方、何か御意見おありですか。

**裁判員経験者 3**：ちょっと私が感じたのは、検察側の求刑というのは、いつもテレビとかでいろんなのを見ていても、実際ちょっと重目というんですか、厳しく求刑されますよね。それでそのときの、確かにすごい被害者の方の心情を考えれば、最初は本当にこれでも軽いんじゃないかなって、検察官の求刑を聞いたときは。評議に移って、やっぱり過去の事例だとか、反省している点だとか、やっぱりいっぱい判例があるじゃないですか。それを見たときには、こういうことを知っているプロの検察官の方が、私の場合だと8年という求刑だったんですけど、これはちょっと重いのではないのかなという、だから、やっぱりちょっと多目に求刑されているのかなというのを後で感じました。

**司会者**：求刑自体は量刑の実際の評議の中で、あるいは評議の中で御自分の意見

を決めるについて、どのぐらいの意味を持ったのかとか、それはいかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：私の場合は、検察官の求刑は余り思わなかったんです。

**司会者**：参考にならなかったですか。

**裁判員経験者3**：というのは、過去に余りにも多くの判例があって、ここの、私がやったこの事案よりもさらにひどいものがもう少し軽かったり、計画性という意味でなんですけど、強姦致傷という罪なので、もともと計画して用意周到にやったものは重くて当然だし、今回のように、ある程度の下心はあったかもしれないけど、結果的には別に計画として、待ち伏せしていたとか、凶器を持っていたとか、そういうものではなかったということを踏まえると。もちろん検察の方はこういうのはもう承知していて、この求刑はちょっと重いのではないかなというイメージがありました。

**司会者**：それは、検察の論告では計画性とかという点は強調していたわけですか。

**裁判員経験者3**：いえ、計画性は強調していなかったんですけど、被害者の方が未成年の方で、あと体型の差が余りにも大きい。だから、明らかに被告人のほうが優勢で、か弱い未成年の少女をとということを割と主張していたと思います。

**司会者**：逆に、その弁護側の弁論は評議の中で、あるいは御自分で決めるに当たって、こうすればもっと意味が持ち得たんじゃないかとか、持ち得なかったんじゃないかとか、その辺はいかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：弁護側としては、やっぱり、先ほど2番の方の被告人の方もそうだったんですけど、昔から切れやすい性格、病気ではないんですけど、切れやすい性格というのをもともと把握されていたようで、本当はそういうつもり、つまり犯行に及ぶ気はなかったんだけど、少女の会話とか、やりとりの間で理不尽さを感じてしまって、それに切れてしまったという過程を強調されていたように思います。体格差が、すごく細くて小柄な女性に対して、大柄な元土木作業員の方、力のある人が首を絞めてという、ひょっとしたら殺されるかもしれないというような恐怖を被害者の方に与えたということがちょっとあっ

た案件だったんです。

**司会者：**そうすると、実際にそういった意見を聞いた上で量刑を決めなければいけない。意見を言わなければいけない。裁判員の方の立場として、もう少し論告にせよ、弁論にせよ、こういう点をこうしてくれたら参考になったんじゃないかなとか、そういうことはありましたか。

**裁判員経験者 3：**でも裁判の中というよりも、評議のときの裁判官の方たちの対応が、私たちにすごく適切に理解できるように、私を含めて素人の人間にも理解できるように説明してくださったので、私的には特にありませんでした。

**司会者：**それはどういうことでしょうか。むしろ裁判官がそこで説明しないと、当事者の言っているポイントがちょっとつかみにくいとか、そういう話ではないわけですか。

**裁判員経験者 3：**そうではなくて、やっぱり裁判員 6 人が一般人で、そういう事件にふだん遭遇していないので、裁判の中でだけだと感情的なものが先に来てしまいますよね。私ももちろん一番最初は、もう、かっとなって。ただ、やっぱり冷静に説明をしてくださる裁判官の方がいてたので、自分としては、判決の内容はすごく納得したものになりました。

**裁判員経験者 1：**過去のこういう事件では何年だというふうに、ずっと……。

**裁判員経験者 3：**そうですね。例えば、住居侵入したりとか、どこかで待ち伏せしてとか、そういう……。

**裁判員経験者 1：**僕も初めてで、傷害だったら、そんな 8 年では軽いなというふうに思ったんですが、そういう過去のことが必ずしも本当に正しいかどうかというのはわからないですよ。

**裁判員経験者 3：**もちろんそうなんですけれども、それをさらにひどいことをされている人よりも何年も重いというのはやっぱり。

**裁判員経験者 1：**それはそうなんですけど。

**裁判員経験者 3：**そういうのを考える上では、そういう説明があったほうがよかったですと思います。

**司会者：**2番の方，うなずいておられましたけど，論告弁論を絡めて何か御意見  
おありでしょうか。

**裁判員経験者2：**私も本当に法律の知識がなかったので，人を殺したら極刑じゃないかというぐらいの認識を持っていたんですけども，実は20年が最高でとかという，その法律の基礎的な話からちゃんと入って説明をいただいて。私が担当した事件に関しましては，被告人には残された奥さんともう1人の子供がいるというところと，反省しているというところを踏まえて，求刑に対してどれぐらいにするか，あんまりそこを中心としていたので，ちょっと1点，思い返すと，弁護人の方は，例えばどれだけ子供を愛していたかというのを証明するために，奥さんがその亡くなった子供，赤ちゃんが生まれたときから書いている日記というのを読まれたんですね。モニターにも映しながら，何月何日

赤ちゃんが生まれたよ，何グラムだったよと，若い奥さんが書いた日記なんですけど，全部文末にハートマークとか，音符のマークとか，すごく絵文字がちりばめられていまして。それを全て弁護士の方が，生まれたよ，ハートマーク，何々したよ，きょうは立ったよ，音符のようなマークとか，全部，マークまでしゃべられていて，それがもうずっと，ちょっと失笑になるぐらい，失笑が湧くぐらい，そこまで読まないといけないのかというぐらい読んでいらっしゃって，その印象しかないぐらいのインパクトがあって，もうちょっと同じものを証拠として証明するのにもうまいやり方があったんじゃないかなというふうには思ったり，ちょっともったいないというか，せっかくそれを証明できるものがというのはありました。なので，そういった愛情を示すものももちろんなんですけれども，事実として社会に戻ってくる，子供，奥さんがいるということ踏まえての量刑を決めるということだったので，そこは本当に納得して，過去の事例も参考にしながら決めたので，納得の，みんなが出したというところ  
です。

**司会者：**それでは，評議のほうにもかなり入ってきているので，評議の際のしゃべりやすさとか，そういった点について，何か問題点とかありましたでしょうか

か。もう少しこういう点を考慮してもらえたらよかったとか。よろしいですか。

**裁判員経験者3**：問題点ではないんですけど、よかった点。最後に裁判員の人、みんなで言っていたんですけど、リラックスするために休憩時間と評議の時間との差、それをきちんとするために、休憩時間にお菓子を用意してくれていて、私はちょっと緊張していてそんなにでしたけど、若い裁判員の方とかは結構食べて、それでリラックスして、それで評議に入ると、すぐスイッチが切りかわるみたいな点では、私は初めは評議室にお菓子ってどうかなと思ったんですけど、結果的に、最終日には、やっぱりみんなでこれはすごいよかったねという話になったので、お菓子はよかったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

それで、今回の事件は、最初にも申し上げましたが、量刑が中心になっているものが多いので、量刑評議という面で見たとときどうか。さっきの話ともちょっと関連するんですけども、量刑に関してはどのくらいこの事案が悪い事案なのか、悪くない事案なのかという、その意見の交換とともに、実際にはそれを何年にするかという意味での数字への換算の部分があるわけですね。それで、毎回裁判員の方とお話ししていてもそこが難しいということを御指摘いただくんですけど、その辺はどうお感じになったでしょうか、実際に参加されてみて。

**裁判員経験者1**：そういう判断が、過去の事例をもとにする判断しかないんです、判断の仕方が。過去の事例がこっちより軽いのにそれ以上にはできないじゃないですか。

**司会者**：それは要するに、過去の全体の傾向からすると、このくらいの山があつて、この件はその中で真ん中ぐらいだなというような感じで決まっちゃうという感じですかね。

**裁判員経験者1**：考える余地がない。

**裁判員経験者5**：量刑ってやっぱり思想なんですね。裁判官、裁判所の思想みたいなものという感じですね。

**司会者**：思想といいますと、どんな感じですか。

**裁判員経験者 5**：この裁判の内容だったら，こういう思想で行くんだ。そのデータはこのデータファイルの中に全部あるんだと見せられるわけですね。だから，私なんか最初，これは量刑が非常に軽い裁判に感じたんです。結局，私が何が言いたいかといいますと，じゃあ，この画面を見てください。過去に出てきた同じような事例がずうっと出ます。これはどこの裁判ですか。これは関東のここの裁判所。九州のここの裁判所はこんなの出ています。ほとんど一緒です。もう一度練り直しましょう。じゃあ，休憩，先ほどのお菓子を食べ，雑談をし，どうしようかという。結局のところは，じゃあ，なかったところでいきましようかというような，しゃしゃんのしゃんみたいなね。こんなので裁判員として私は出席したって意味があるのかなというようなことを。

**司会者**：そもそも量刑を何年にするかというのは，どんな感じがあるべき姿として捉えられていたんですか。

**裁判員経験者 5**：だから，先ほど言いましたように，誰かおっしゃいましたけど，非常に事の重大性を捉らまえた，一般人が考える量刑というのは，かなり実際の量刑とはかけ離れた部分があると思うんです，実際にはね。こんなことをやっとして，世の中へ出すわけにいかんぞというのだったら無期懲役かもしれない。あるいは20年かもしれん。こんなもん禁錮刑というものかもしれん。だけど，我々が一般的に考えるのは，こんなやつ世の中におらしたら絶対だめだと。だけど税金のことを考えたら，こいつら食わすのは金がかかってしゃあないなと思うんやったら，量刑を下げなしゃあないなとか，そんなところまで立ち入って，頭を働かさないかんのかなというような裁判結果というのは世の中に何ほでもあると思うんですね。

**司会者**：その点について，4番の方，いかがでしょう。要するに，数値化するに当たっての御苦労がいろいろあったと思うんですね。実際評価を数字に換算する。

**裁判員経験者 4**：僕らのときは，何にも印象がなくて，データも何もなしに，ただ事件だけを見て，みんなが数字出せるとは思えませんでした。それが一般的

な考えと違うのかなと。だから、結局、それをその後話し合っ、お互いの、何でこんなに重いのか、上の方は上で、何でこう思うかと。

**司会者：**恐らく数値化をどうやってやるかは、非常に難しいところだったんだと思うんです。それを判断するに当たって、今度、逆に考えたときに、審理のやり方とか、あるいは当事者の主張とか、その辺がもう少しこうだったらやりやすいのにと、そういう点はありますか。

**裁判員経験者 4：**いや、審議の内容はよかったですけども、結局、僕のやったのは覚醒剤なんです。再犯でどうだろうか、入れといたほうがええんか、出したほうがええんか。どこで更生させたらええんやと。入れているほうが更生するのか、再犯になるのか。それとも、出して更生させるのか、短くしたほうがいいのかとか。結局、そこが困ったんですね。みんな、どっちに転んでいいのかわからないんです。それがやっぱり結局は今まではちゃんと考えてはるのかなと感じるわけです。

**裁判員経験者 1：**裁判だけで終わらずに、結局、その人が刑務所に入って、また出てきて、刑務所でどういうことするのか、出てきて、社会状況どうなのかみたいな全体を考えないと。裁判だけで判断しても結局はまた同じ犯罪を犯して戻ってきたり、全部もっと広く、もっと……。重い犯罪多いですよ、裁判員事件では。死刑制度というのは、先進国では日本だけが、日本だけというのはおかしいけど、日本にはあって、ほかの先進国ではほとんどないという状況があるんですよ。それでその死刑ということ割とすぐ言いたがるというか、江戸時代からでしょうけどもね。日本人というのは割とそういうもので、武士道とかあんなのでも、すぐ腹切ったりそういうことで、殺したほうが簡単なんですよ、結局犯罪を終わらせるには。再犯もしないし。死刑というのをもっと考えても本当にいいのかという感じがするんです。

**司会者：**現実に、刑を、懲役刑、今回の場合ですと、懲役何年という形で決めなければいけなかったわけですけど、先ほどちょっとお聞きしましたが、その数値化も含めて、評議をするに当たって、審理のほうを見返ったときに、審理が

もう少しこうだったら評議がやりやすかったのになとか、そういう点はあったでしょうか。3番の方、いかがでしょうか。評議を実際に後になってやってみて、やるに当たってはやっぱり公判での審理がもう少しこの辺をはっきりちゃんとやっておいてくれればよかったなとか、そういった面で。

**裁判員経験者3**：私の案件では、例えば被告人質問で、やっぱり裁判員の人というのは遠慮なく被告人に対して結構厳しいことを言うんですけれども、すごく淡々と被告人の方も答えてくれていたので、もう逆らうことは一切なくて、そこは違いますとか、そういうことは一度もなかったんですね。その辺はちょっと誤解されては困りますとか、何か質問されて、そういうのが一つでもあれば、まだ何か反省していないかなとか、いろいろあったんでしょうけど、私たちのときの被告人は一切そういうのがなくて、淡々ときちんと答えてくれていたので、審議に関しては、審議をもっとしたからといって覆ったとかは思わないと思います。そういうふうに淡々と答えてくれて、誰の目から見てもきちんと反省しているように被告人の方が対応していたので、それはもうあれで十分だったと私は思います。

**司会者**：ありがとうございました。

それでは今までのところで法曹関係者から何か質問とか、御意見とかありますでしょうか。

**裁判官**：今の量刑の評議の中で、刑を具体的に決めるのはちょっと難しいというお話が出ていたと思います。私も評議を行っていて、それまでの個々の事情についてはいろいろと意見をおっしゃっていたわけですけども、じゃあ、具体的に何年にしましょうかというのと、だんだん、皆さん口数が少なくなって、しーんとなってしまふということが結構あるんですよね。そういう中で、例えば検察官や弁護人が論告や弁論の中で、こういう事情があるから、これぐらいの刑がふさわしいんだというふうにはっきり打ち出してもらったほうが、あるいはこういう証拠があるから、こういう刑になるんですと主張してもらったほうがやりやすかった、判断しやすかったということが、何かありましたでしょうか。

**裁判員経験者 5**：私見ですけど、結局、そう言い出したら、裁判員制度って必要なくなってくるんじゃないですか。例えば、裁判長が真ん中で、左陪席、右陪席、3人いらっしゃいますね。あと6人の裁判員が評議するわけです。で、裁判長が、あるいは裁判官の方がそのガイドラインを出していってしまうと、我々はそれに引きずられていって、反論してもそうではないですよというようなことになるのであれば、裁判員が評議して、あるいは最終、量刑を決める、この意味合いが余りないんじゃないかなという気がするんです。

**司会者**：その参考として当事者がこのくらいだと、この辺を重視して、このくらいでどうですかという意見を言うことはどうでしょうか。

**裁判員経験者 5**：過去のデータに、やっぱり判例に基づいて判断されるケースが多いと思います。我々だって過去の判例はこうだったなと。だからこれに近いのかなというふうな判断材料になりますけども。先ほど来おっしゃっていますように、やっぱり感情論というのはやはりありますし、その感情を裏づけるような、その証拠とか、あるいは態度とか、被告人の反省とか、いろんなものが、隠されたものがあるかもしれないですね。それが言い尽くされたり、あるいはお互いにお話し合いをつくされたら、それはそこで判断すればいいかもしれないけど、それはあり得ないと思うんですよ、隠れた部分というのは。それが3日か4日、延べ何十時間でそれが審議尽くされるかといったら、それは無理だと思います。結局は地裁で1週間やったら1週間の間にその結論を出して量刑を決める、判決を出すというふうになったときに、何を求めるかといったら、わからないまま、誰かに、知っている者に、あるいはデータに基づいて判断せざるを得ないということになる。それじゃ、私がそういうことを示唆しましょうというふうな形で、示唆という形になるかもしれませんが、引きずられていけば、じゃあ、あなた方3人でやればいいじゃないですかというようなことになっちゃうんじゃないかと思いますよね。そしたら根本的に裁判員制度というのは、そこで揺らぐような気がするんです。

**裁判員経験者 1**：ビデオ問題とかありましたよね、全部、検察が被告人とのやり

合いみたいな形，警察官とかビデオを全部撮っておいたほうがいいみたいな話がありますよね。僕はその部分を聞いていない，見ていないので，警察でどういふふうな取調べがあったかとか，検察ではどういふ話し合いがあったか，弁護士とはどう話し合いだったか，そこは見ていなくて，後から結果だけ知られるという形で。僕が最初に言った，自分は何かあんまり参加していないなと思うのはそういうところであって，その裁判にただお客さんとして来ているという感じがして，自分が裁判を行っていないなという気がしたんです。

**司会者：**それでは，ほかに何か今の点について，つけ加えてありますか。特によろしいですか。どうぞ，2番の方。

**裁判員経験者2：**きょう，ここに来るまで，どんなことを，思い起こして考えると。5番さんもおっしゃられたんですけど，最悪裁判員がいなくても，裁判員裁判にならなくても結果は同じだったのかもしれないなというふうには思ったんです。ただ，一般の市民が裁判に参加するということで，いろんな知識とか，今まで知らなかったもの，法律に触れてというところの，そこが大きくて，裁判員が参加したから求刑が重くなった，軽くなったというのは，多分，結局，今までの歴史とか過去の判例，法律というものがあるので，その枠の中での話なので，極端に変わることはないんじゃないかなというふうに思います。なので，多分，ちょっと当事者意識がなかなかというお話も私もすごくわかるんです。ただ，私の裁判では，やっぱり被告人が若くて，また社会に戻ってくるといふところで，メッセージを裁判員から裁判長を通じて被告人に最後，判決をしたときに伝えたんです。しっかり刑を全うして，また戻ってきてくださいというような言葉だったんですけども，それがすごく珍しかったみたいで，記者会見とかでも記者さんに聞かれたりしたんですけど，そういう裁判員が参加することで，裁判員がいろんなことを学び，一般市民が知り，そういうふうにし被告人に対してメッセージが出せたりとかという，そういう違いは出て，いい面はすごい感じたので，やることに意味は絶対あったと思うんですけど，量刑に関しては，あんまり差が出てこないのかなというふうに，個人的には思い

ました。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは，時間もありますので，この問題について，今までのところで，特に，ほかによろしいでしょうか。

それでは，もう1つの論点である守秘義務について，全般的な感想を一言ずつお聞かせいただけるでしょうか。

どうぞ，1番の方。

**裁判員経験者1：**あんまり友達もいないですし，しゃべっていないんですよね。

あんまり家族にもしゃべっていないですし，しゃべろうという気も余りなくて，残忍だからということもあるんでしょうけど，そんなにしゃべりたいという気も起こらなかったということです。

**裁判員経験者2：**私もしゃべりたいのにしゃべれないというふうなことはなかったです。ただ，裁判員をやったこととか，自分が経験したことを話せる範囲では，周りの友達や家族に話すことでみんなが興味を持ってもらっているというのは，すごく実感するので，そういった範囲では今後も話していきたいなどは思うんですけど，特に守秘義務に対してはそんなに困ることはありませんでした。

**司会者：**3番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**私の場合も，裁判員に決まってから，連続しての4日間という日程でしたので，守秘義務ですごく悩むということもほとんどなく，事案も強姦致傷ということなので，家族にも会社の人にも誰にもしゃべらずにやりましたけど，特に苦痛とかはなかったです。

**司会者：**終わってからも守秘義務はずっと続くということについての御負担とか，そういうのは特にはないですか。

**裁判員経験者3：**ただ，一番最後に紙をいただきますよね，事件の。これはもう公表されていて，裁判でも傍聴人の方とかにも知られて，公になっていることですので，こういうことはしゃべっていただいても結構ですというものを渡さ

れましたので、こういうのはいいんだと理解して、困ることは特になかったです。

**司会者：**ありがとうございます。

4 番の方、お願いします。

**裁判員経験者 4：**守秘義務に関しては別に何ということはありません。僕の周りの人も裁判員に選ばれたと言うても、言うたらあかんのやろうということで、聞いてこないし、逆に、裁判官の方が、審議のところは言うたらあかんけども、裁判の内容は、要は傍聴人もいてるんやから、公開してるんだから、逆に言うてくださいと、宣伝活動をしてください、こういうことをやりました、こういうのは、こういうなんですよということを宣伝活動してくださいというので。だから、裁判自体は話すようにはしています。そして僕のは偽造通貨やったんですけども、やっぱり一般人と裁判関係の方の認識の違いの差がかなりありましたので、逆にこれは言うたほうがいいやろうと、こんだけ重いねんてということを、いいんじゃないかと思ってしゃべるようにはしています。でも、まあ、守秘義務に関しては、僕の場合は量刑とかなので、具体的な数字なんか別に言う必要もないのでそんなことは言いませんし。だから、守秘義務に関しては別に違和感はないです。

**司会者：**ありがとうございました。

5 番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5：**節度を持って、知っている方にはお話をしました。以上です。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは、全体を通じて、法曹参加者の方から一言ずつコメントをいただけますか。検察官、どうぞ。

**検察官：**きょうは大変おもしろい意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。特に、評議の部分というのは、私たち検察官、弁護人もそうだと思いますが、中身は絶対知らないところでございまして、その中で、数字を決める苦労というのをまさに知ることができました。ただ、率直に第一の感想と

して、数字の幅がある中で、皆さんの意見が出る中で、恐らくその根底にあるのは、当事者が主張、立証した事実、情状関係に基づくものだというふうに思います。つまり、それがいかに皆さんにわかりやすく伝わるかというのが、我々、当事者、検察官、弁護人としての立場、役割だというふうに改めて理解させていただきましたので、きょう、御指摘を受けました、その冒頭陳述、論告、それぞれのわかりにくさ、被告人質問、証人尋問を含めまして、その点については今後もさらに研さんを積んでいきたいというふうに思いました。本日はどうもありがとうございました。

**司会者：**では、裁判官お願いします。

**裁判官：**きょうはいろいろな意見を伺いまして、ありがとうございました。主張立証の分野では、当事者、検察官、弁護人のほうの役割ということになって、我々は裁判員の方と一緒に内容を聞いて判断する立場になるわけですがけれども、評議の場面では、もちろん皆さんと一緒に判決をつくっていくという立場にいます。いろいろ評議の進行であるとか、どういうところでどういう話をし、どういうふうにやっていくかというやり方については、やっぱり難しいところがあるかなということはかなりきょう、感じた次第です。皆様の御意見を、今後の裁判員裁判の進行に役立たせていただきます。ありがとうございます。

**司会者：**弁護士の方お願いします。

**弁護士：**長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。弁護人の弁護が弁護なのか検察官なのかわからないというような、耳の痛い御指摘もあったかと思うんですけども、弁明をするわけではありませんが、特に争わない事件の場合、さらに被害者の方が重大な被害を負っておられる場合などは、当然弁護人ですから、被告人のための弁護をするわけですがけれども、やはりそこに対する配慮というのがどうしてもあって、一步引いてしまうところがなきにしもあらずというところもありまして、そこが本当に検察官と争っているのかというところで疑問に映るという場面もあったかもしれません。いずれにしましても、そんなお話をいただきましたので、今後、弁護士会での研修などにも役

立てていきたいなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

**司会者：**それではどうもありがとうございました。この後、特に記者の方からの質問はないということですので、これで終わらせていただきます。本当に長時間にわたり、御協力いただきありがとうございました。いろいろな面からの御意見ということで、今後の執務の参考にさせていただきたいと思います。それでは終わらせていただきます。

以 上